

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集生子 (賀集生子)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

生子地区では、営農組合の設立により、個人の機械の経費節減と省力化に取り組むとともに、良質堆肥の散布による地力増進をすすめてきました。課題は耕作者の高齢化はもちろん、鳥獣被害が毎年ひどくなってきていることが非常に懸念されます(もちろん、対策はしております)。生子地区の耕作者の年齢は、50歳未満-2件、50歳代-11件、60歳代-10件、70歳代-17件、80歳以上-5件となっております。

(2) 地域における農業の将来の在り方

生子地区では、水稻とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツを主に栽培しております。機械の共同利用による省力化、良質堆肥の有効活用による土づくりはすすめていくと同時に、肥料価格が高騰している中、畝立同時施肥機を導入して低コスト化をすすめています、今後も導入して低コスト化をすすめる必要があると思います。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、大字賀集生子の括りとするが地区と隣接し、かつ生子地域の農業者が所有・耕作している農地については区域に含める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承をしてもよいという若い担い手や新規就農者が現れた時はその者に農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借をすすめていく。(過去に2件農地中間管理機構を活用している)
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区では、後継者が勤めている農家が多く、今後、地域の農地については、地域で守っていくことを基本とし、円滑な経営継承ができるよう地域ぐるみで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
生子営農組合での飼料作物の収穫、良質堆肥の散布。露地野菜の労力支援は個々で対応。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害にたいしては地域での侵入防止柵の設置にあわせて個々の設置もしており今後も続けていく。
- ②畝立同時施肥機の導入により減肥料に取り組んで行く。
- ③スマート農業に取り組み省力化をめざす。
- ⑨営農組合組織で耕畜連携事業に取り組み良質堆肥の散布により土づくりを進めていく。
- ⑩営農組合において農業機械を導入し、共同利用や作業受託を引き続き実施していく。